

日本医師会生涯教育講座 岡山県医師会認定基準

(H28.7.6)

日本医師会は基準を作成しておらず、都道府県医師会の判断に委ねているのが現状である。

今回岡山県医師会理事会等で検討の上、以下のように岡山県医師会認定基準を作成した。

1. 岡山県医師会、郡市等医師会が主催または共催した講習会、研究会等は認定される。
2. 上記以外の学術団体や病院の主催または共催/後援した講習会等も上記に準じて認定される。
3. メーカー単独主催の講習会、研究会等は認定されない。ただし、主催が〇〇世話人会、〇〇研究会、〇〇勉強会で、共催/後援にメーカーが付いているものは認定される。
* 共催/後援に際しては、医療用医薬品製造販売業公正取引協議会規約に準拠すること。
4. 生涯教育講座時間内の商品等の宣伝は不可とするが、講演会開始前もしくは終了後は短時間(15分程度)であれば可とする。

以上の基準を満たしている場合は、別添「日本医師会生涯教育制度における講習会等の事務手続きについて」に則り、申請を受け付けることとする。